

6者協議と日朝国交正常化の展望

(広島市立大学平和研究所 所長) 浅井 基文

(参考) <http://www.ne.jp/asahi/nd4m-asi/jiwen/>

< I . 6者協議 >

1. ブッシュ政権の先制攻撃戦略：朝鮮半島情勢における最大の緊張要因

－新しい脅威探しと先制攻撃の戦争

* 敵づくり：「恐怖という目に見えない脅威」「新しいとらえどころのない敵」

* 基本的考え方：「何をするか分からない敵」を先制攻撃で始末する

* 地球規模の戦力再編

**世界・時代についての見方，新しい敵(脅威)，基本的考え方の具体化

**日本の全面的協力なしでは成り立たない戦力再編計画

－朝鮮半島問題

* ブッシュ政権に根強い「レジーム・チェンジ」(体制交代)という発想

* 戦争シナリオ：「アメリカは，可能なきはいつでも平和的協力的方法を用いるが，必要であれば軍事力を行使する。このため，国家や非国家主体の大量破壊兵器の能力や計画について，その所在を突き止め，…破壊する大量破壊兵器絶滅作戦が重要となる」(QDR)

－先制攻撃論の正当化：共和国が警戒感・恐怖心を高めざるを得ない理由

* 自衛権における「急迫」要件の拡大：自衛権概念からの逸脱①

「ならず者国家及びテロリストの目標に照らせば，アメリカは，過去におけるような反撃態勢に頼ることはもはやできない。…我々は，敵に第一撃を許すことはできない。…報復するという脅威にのみ立脚する抑止の考え方は，自国民の生命や国富を賭けるリスクをとることを躊躇わないならず者国家の指導者に対してはあまり機能しない。…法学者や国際法の専門家は，先制攻撃の正統性を急迫した脅威の存在の有無によらしてきたが，…我々としては，急迫した脅威という概念を今日の敵の能力及び目的に適合させなければならない。…アメリカは，国家の安全に対する確実な脅威に対抗するために予防的行動をとる選択肢を長期にわたって維持してきた。脅威が大きければ大きいほど，行動しないことに伴うリスクはそれだけ大きくなるのであって，敵の攻撃の時間及び場所に関して不確実性があるとしても，我々を防衛するために先を見越した行動をとることはそれだけやむを得ないものになる」(2002年国家安全保障戦略)

* 自衛権における「他に手段がない」要件の軽視：自衛権概念からの逸脱②

「アメリカは，可能な時はいつでも平和的協力的方法を用いるが，必要であれば軍事力を行使する。このため，国家や非国家主体の大量破壊兵器の能力や計画について，その所在を突き止め，…破壊する大量破壊兵器絶滅作戦が重要となる」(2006

年QDR)

* 自衛権における「必要最小限」要件の無視：自衛権概念からの逸脱③

「先制の選択肢を意味あらしめるため、我々は、…決定的な結果を達成する迅速かつ精密な作戦を遂行できる能力を確保するべく、常に軍事力の再編を続ける。我々の行動の目的は常に、アメリカ、同盟国及び友好国に対する特定の脅威を絶滅することにある」(2002年国家安全保障戦略)

* 自衛権行使対象の範囲の恣意的拡大：自衛権概念からの逸脱④

「我々は、テロリストと故意に彼らをかかまいまたは彼らに援助を提供する連中とを区別しない」(2002年国家安全保障戦略)

ーイラク戦争の泥沼化による先制攻撃戦略の破綻

2. 米朝関係の推移と共和国の核開発問題

(1) 米朝関係前史

ー常にアメリカの圧力に北朝鮮が身構えることを余儀なくされた歴史

ー共和国が核開発に早くから関心を持たざるを得なかった背景事情

* 朝鮮戦争当時におけるアメリカの核兵器使用の威嚇

* 1993年の「核開発疑惑」⇒1993～94年の朝鮮半島危機

ーアメリカが対共和国対話路線にコミットすれば、事態の打開が展望できる

* 1994年の枠組み合意からKEDOに至る好循環

(2) 従来の経緯：ブッシュ政権による情勢悪化政策と共和国の対応

(イ) ブッシュ政権の情勢悪化政策

ーアメリカの核恫喝に対する早くからの警戒感

ー盧泰愚大統領の半島非核化宣言(1991年)

ー朝鮮半島非核化共同宣言(1992年1月20日)におけるコミットメント

* 南と北は、核兵器の実験、製造、生産、搬入、保有、貯蔵、配備、使用をしない。

* 南と北は、核エネルギーを平和的目的だけに利用する。

* 南と北は、核再処理施設とウラン濃縮施設を保有しない。

ー南北共同宣言(2000年6月15日)における核問題未言及：太陽・包容政策の特徴

ー2002年10月、米側のウラン濃縮疑惑指摘

→2003年1月10日、共和国がNPT脱退

ー2003年8月～2004年6月、第1回～第3回6者協議

ー2005年1月、米政府、共和国を「圧政国家」呼ばわり

→2月、共和国による核保有宣言

ー2005年9月、第4回6者協議同意成立直後のアメリカによる金融制裁発動

→共和国、6者協議拒否

→2006年10月、共和国核実験

(ロ) 共和国の対米政策：金正日国防委員長の発言(2006年10月29日の対唐家璇発言、22日付共同通信)

ー現時点で核実験を実施する計画はない。しかし、アメリカが圧力をかけ続けるな

- ら共和国としても対応せざるを得ない。
- －6カ国協議を否定しないが、アメリカによる金融制裁が障害だ。金融制裁は(実施から)1年経っても解決されていない。制裁解除の保証が得られれば6者協議への復帰は可能だ。
- －現在の共和国をめぐる起きている情勢はすべてアメリカに責任がある。
- －アメリカは対共和国敵視政策をとり、共和国をつぶそうとしている。
- －共和国としても情勢の悪化を望んでいないが、今後の事態の推移はひとえにアメリカの出方次第。
- －アメリカが敵視政策をやめ、共和国をつぶそうとしなければ、共和国もそれに応える用意がある。
- －共和国は朝鮮半島の最終的な非核化を望んでいる。これは故金日成主席の遺訓でもある。

(3) 問題解決のカギ

- －人類の意味ある存続を確保するために核拡散(⇒核戦争の危険性に直結)を防止する必要があるという原点を踏まえる必要性
 - *共和国の核実験は、上記原点に基づき容認できない
 - *既に日本の核武装論の台頭を招いているように、北東アジアの非核化実現のためにも、共和国の核武装は容認できない
 - *共和国を核保有、核実験に追い込んだアメリカの核政策を厳しく批判する必要性
- －特に共和国の警戒感を高めるアメリカの先制攻撃戦略を撤回させ、敵視政策を放棄し、共和国の非核化と引き換えに米朝国交正常化に応じることが不可欠
- －1992年1月の「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」に基づく、南北が「核兵器の実験、製造、生産、搬入、保有、貯蔵、配備、使用をしない」「核エネルギーを平和的目的にだけ利用する」「核再処理施設とウラン濃縮施設を保有しない」の履行
- －中長期的には、NPT体制の二重基準、原子力平和利用に関する二重基準を公平の見地から解決する必要がある

3. 6者協議の経緯

(1) 目的

- ①半島の非核化
- ②対共和国エネルギー安定供給保障・経済協力
- ③半島の平和と安定

(2) 背景

- －2002年10月16日、ブッシュ政権による共和国のウラン濃縮疑惑持ちだし
 - KEDO崩壊(&小泉訪朝成果への障害持ち込み)
 - 2003年1月10日、共和国がNPT脱退

(3) 意義

- －危機感を持った中国による外交的解決への動きと韓国、ロシアの賛同
 - アメリカ、日本も応じざるを得ない環境造出

- －朝鮮半島問題の非軍事的解決のメカニズム(最悪の事態回避の有効な手段)
- －信頼醸成メカニズムへの発展の可能性

(4) 開催日時・結果

－第1回：2003年8月27日～29日

- * 朝鮮半島の非核化を目標とし、共和国側の安全に対する合理的な関心を考慮して、問題を解決していく必要があることに同意
- * 段階を追い、同時的又は並行的に、公正かつ現実的な解決を求めていくことに同意
- * 平和的解決のプロセスの中で、状況を悪化させる行動をとらないことに同意
- * 対話を通じ相互信頼を確立し、意見の相違を減じ、共通認識を拡大することに同意

－第2回：2004年2月25～28日

- * 朝鮮半島の非核化が共通の目標であることを改めて確認
- * 日米韓は、共和国に対し、「すべての核計画」の完全、検証可能かつ不可逆的な廃棄を求めるとの立場であるが、共和国は原子力の平和利用は認められるべきであり、廃棄の対象を「核兵器開発計画」に限定すべきであるとの立場
- * ウラン濃縮計画につき、日米韓は共和国に対し同計画の存在を認めるべしと主張しているが、共和国はこれを否定

－第3回：2004年6月23日～26日

<議長声明>

- * 核問題の平和的解決を求めるに際し、「言葉対言葉」と「行動対行動」という段階的プロセスをとることの必要性を強調

－第4回：2005年9月13日～19日

<争点>

- * (1) 軽水炉提供問題：共和国が、核廃棄の対価として軽水炉の提供を求めた。
 - 共和国のエネルギー需要
 - 米朝間の信頼関係

(2) ウラン濃縮計画

共和国は、引き続き一貫して否定。再処理と並んでウラン濃縮を禁止する92年南北非核化宣言を共同声明に盛り込むことで対処。

<共同声明採択>

- * 6者協議で初めての合意文書

- * 6者協議の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認

共和国は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、核兵器不拡散条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを約束

アメリカは、朝鮮半島において核兵器を有しないこと、及び、共和国に対して核兵器又は通常兵器による攻撃又は侵略を行う意図を有しないことを確認

韓国は、その領域内において核兵器が存在しないことを確認するとともに、1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言に従って核兵器を受領せず、かつ、配備

しないとの約束を再確認

1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言は、遵守され、かつ、実施されるべきである

共和国は、原子力の平和的利用の権利を有する旨発言。他の参加者は、この発言を尊重する旨述べるとともに、適当な時期に、共和国への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意(第1項)

* 6者は、その関係において、国連憲章の目的及び原則並びに国際関係について認められた規範を遵守することを約束

共和国及びアメリカは、相互の主権を尊重すること、平和的に共存すること、及び2国間関係に関するそれぞれの政策に従って国交を正常化するための措置をとることを約束

共和国及び日本は、平壤宣言に従って、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として、国交を正常化するための措置をとることを約束(第2項)

* 中国、日本、韓国、ロシア及びアメリカは、共和国に対するエネルギー支援の意向につき述べた

韓国は、共和国に対する200万キロワットの電力供給に関する2005年7月12日の提案を再確認(第3項)

* 6者は、「約束対約束、行動対行動」の原則に従い、前記の意見が一致した事項についてこれらを段階的に実施していくために、調整された措置をとることに合意(第5項)

—第5回：2005年11月9日～11日

<問題>

* 共和国は、アメリカの最近の姿勢(特にマカオの銀行を通じた共和国のマネー・ロンダリング摘発)を激しく非難。共和国は、右措置は共同声明違反である、また、共同声明履行のために共和国が行った公約を実現できなくするものである、米国は敵視政策を止めるべしとの立場を示した(→共和国、6者協議ボイコット)

<議長声明>

* 朝鮮半島の検証可能な非核化を早期に実現するため、及び、朝鮮半島及び北東アジア地域の永続的な平和と安定に貢献するため、「約束対約束、行動対行動」の原則に従って共同声明を完全に履行していくことを再確認

* 信頼の醸成を通じて共同声明を包括的に履行し、様々な分野においてすべての約束を実施し、実施プロセスを迅速にかつ調整された形で開始しかつ終了し、均衡のとれた利益を達成し、及び協力を通じて共に勝者となるような結果を達成する用意があることを強調

—第5回第2次：2006年12月18日～22日

<議長声明>

* 6者は、6者協議をめぐる状況の変化及び展開について検討し、対話を通じ、平和的な方法によって朝鮮半島の非核化を実現するという共通の目標及び意志を再確認した。6者は、2005年9月19日の共同声明にある約束を真剣に実施する旨繰り返し述べるとともに、「行動対行動」の原則に従い、共同声明をできる限りす

みやかに段階的に実施していくために、調整された措置をとることに合意した。

* 6者は、共同声明を実施するための措置及び最初の段階で6者によってとられる行動について有意義な議論を行うとともに、いくつかの初歩的な案を提示した。

6者は、集中的な2者間の協議を通じ、それぞれの懸案に取り組むための率直かつ詳細な意見交換を行った。

* 6者は、今回のセッションを休会し、それぞれが本国に報告するとともに、できる限り早い機会に再開することに合意した。

—アメリカの対共和国政策の急展開による、米朝直接交渉の進展

—第5回第3次：2007年2月8日～13日

<「共同声明の実施のための初期段階の措置」>

* 1. 60日以内に実施する「初期段階の措置」

(1) 共和国

1) 寧辺の核施設(再処理施設を含む)を、最終的に放棄することを目的として活動停止(shut down)及び封印(seal)する。

2) すべての必要な監視及び検証を行うために、IAEA要員の復帰を求める。

3) すべての核計画(抽出プルトニウムを含む)の一覧表について、五者と協議する。

(2) 緊急エネルギー支援：重油5万トンに相当する緊急エネルギー支援を開始する(注：米中韓露が実施。拉致問題を含む日朝関係の現状を踏まえ、日本は参加せず)

(3) 日朝：日朝平壤宣言に従って、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として、国交を正常化するための協議を開始する(外務省注：「懸案事項」には、拉致も含まれる)

(4) 米朝：完全な外交関係をめざすための協議、テロ支援国家指定解除のための作業等を開始する。

2. 作業部会の設置：初期段階の措置の実施及び6者会合共同声明の完全な実施のため、共同声明の要素に対応する次の作業部会を設置し、30日以内に会合を開催する。

①朝鮮半島の非核化(議長：中国)

②米朝国交正常化(議長：米国・共和国)

③日朝国交正常化(議長：日本・共和国)

④経済及びエネルギー協力(議長：韓国)

⑤北東アジアの平和及び安全のメカニズム(議長：ロシア)

3. 初期段階の次の段階における措置

(1) 北朝鮮：すべての核計画の完全な申告の提出及びすべての既存の核施設の無能力化等を行う。

(2) 経済・エネルギー・人道支援：重油95万トンに相当する規模(上記1.(2)の5万トンと合わせ、合計100万トン)を限度とする経済、エネルギー及び人道支援を供与する。(注：米中韓露が実施。拉致問題を含む日朝関係に進展が見られるまで、日本は参加しないことにつき、関係国は了解)

4. 6者閣僚会議：「初期段階の措置」が実施された後、6者閣僚会議(外相を想定)を開催する。

－第6回第1次：2007年3月19日～22日(議論に進展なし)

－第6回6者会合に関する首席代表者会合：2007年年7月18日～20日

<プレスコミュニケ>

1. 第6回6者会合に関する首席代表者会合は、北京において、2007年7月18日から20日まで開催された。武大偉中華人民共和国外交部副部長、金桂冠朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎日本国外務省アジア大洋州局長、千英宇大韓民国外交通商部朝鮮半島平和交渉本部長、クリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補、V. ラフマニン・ロシア連邦外務省大使が、それぞれの代表団の首席代表者として会合に参加した。武大偉外交部副部長が、会合の議長を務めた。
2. 6者は、第6回6者会合第1セッション以後の作業及び進展を検討し、6者会合のプロセスを促進させるためのすべての当事者による建設的な努力に満足の意を表明し、また、相互信頼を高め互いの関係を改善するために生産的な2者間の協議及び調整が行われてきたことを歓迎した。
3. 朝鮮半島の非核化、関係者間の国交正常化及び北東アジア地域の永続的な平和と安定のため、6者は、次の段階の期間中の作業について率直かつ実務的な協議を行い、以下の全般的なコンセンサスに達した。
 - (1) 6者は、2005年9月19日の共同声明及び2007年2月13日の成果文書における約束を真剣に実施する旨改めて述べた。
 - (2) 朝鮮民主主義人民共和国側は、すべての核計画についての完全な申告及びすべての既存の核施設の無能力化に対する約束を真剣に実施する旨改めて述べた。
 - (3) 朝鮮民主主義人民共和国に対して、95万トンの重油に相当する規模を限度とする経済、エネルギー及び人道支援が提供される。
 - (4) 6者は、9月19日の共同声明及び2月13日の成果文書に列記されたそれぞれの義務を、「行動対行動」の原則に従い実施することを約束した。
4. 6者は、上記の全般的なコンセンサスを実施するために、以下の措置をとることを決定した。
 - (1) 8月末までに、上記の全般的なコンセンサスを実施するための計画について協議するため、朝鮮半島の非核化のための作業部会、米朝国交正常化のための作業部会、日朝国交正常化のための作業部会、経済及びエネルギー協力のための作業部会、並びに北東アジアの平和及び安全のメカニズムのための作業部会を開催する。
 - (2) 9月初めに、6者は、すべての作業部会からの報告を聴取し、全般的なコンセンサスを実施するためのロードマップを作成するため、北京において、第6回6者会合第2セッションを開催する。
 - (3) 6者は、9月19日の共同声明、2月13日の成果文書及び全般的なコンセンサスの実施を確認し促進するため、また、北東アジア地域における安全保障面の協力を強化する方法及び手段を探求するため、第6回6者会合第2セッション

の後、可能な限り早期に、北京において、閣僚会合を開催する。

－第6回第2次：2007年9月27日～30日

(1) 議論の概要

今回の会合においては、寧辺の核施設の活動停止・封印、監視・検証といった「初期段階の措置」が既に実施されたことを受け、第2段階における措置の詳細について精力的に議論。具体的には、非核化措置、すべての核計画の完全な申告、すべての既存の核施設の無能力化、日朝・米朝国交正常化のための措置、経済・エネルギー支援等につき議論。

5つの作業部会の報告を聴取し、これを踏まえて議論を行った結果、代表団の間では第2段階の行動計画につき共通認識が得られたため、この共通認識をとりまとめた共同文書案を本国に持ち帰り、承認を求めることとなった。その後、議長国・中国を中心に調整が行われた結果、3日、会合の成果文書として「共同声明の実施のための第2段階の措置」が発表された。

(2) 「共同声明の実施のための第2段階の措置」の概要

(イ) 朝鮮半島の非核化

1) 「無能力化」

共和国は、すべての既存の核施設を無能力化することに合意。本年末までに、寧辺にある5MWe実験炉、再処理工場、核燃料棒製造施設の無能力化は完了される。米国は、無能力化の活動を主導し、そのための当初の費用を提供する。米国は、今後2週間以内に訪朝する専門家グループを主導する。

2) 「申告」

本年末までに、共和国は、すべての核計画の完全かつ正確な申告を行うことに合意。

3) 不拡散：共和国は、核物質、技術及びノウハウを移転しない旨再確認。

(ロ) 関係者間での国交正常化

1) 米朝

共和国と米国は、2者間の関係を改善し、完全な外交関係をめざすことを引き続き約束。双方は、2者間の交流を増加し、相互の信頼を強化する。米国は、共和国のテロ支援国家指定を解除する作業を開始し、共和国に対する対敵通商法の適用を終了する作業を進めることについてのコミットメントを想起しつつ、米朝国交正常化のための作業部会の会合におけるコンセンサスを基礎として共和国がとる行動と並行してコミットメントを履行する。

2) 日朝

共和国と日本は、平壤宣言に従って、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として早期に国交を正常化するため、誠実に努力する。共和国と日本は、そのために、両者間の精力的な協議を通じ、具体的な行動を実施していくことを約束。

(ハ) 経済・エネルギー支援：重油90万トンに相当する規模(既に供給された10万トンと合わせ計100万トン)を限度とする経済、エネルギー及び人道支援を共和国に対して提供する。

- (二) 6者閣僚会議：適切な時期に、6者閣僚会合を北京において開催する。これに先立ち、閣僚会合の議題を議論するため、首席代表者会合を開催する。

< II. 日朝国交正常化の展望 >

1. 日韓基本条約(日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約)～1965年6月22日

－第一条

両締約国間に外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

－第二条

千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

－第三条

大韓民国政府は、国際連合総会決議第百九十五号(III)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

－第四条

- (a) 両締約国は、相互の関係において、国際連合憲章の原則を指針とするものとする。
(b) 両締約国は、その相互の福祉及び共通の利益を増進するに当たって、国際連合憲章の原則に適合して協力するものとする。

－第五条

両締約国は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

－第六条

両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

(附) 日韓基本条約の関係諸協定、日韓請求権並びに経済協力協定

－第一条

1 日本国は、大韓民国に対し、

- (a) 現在において千八十億円(一〇八,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円)に換算される三億合衆国ドル(三〇〇,〇〇〇,〇〇〇ドル)に等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十年の期間にわたって無償で供与するものとする。各年における生産物及び役務の供与は、現在において百八億円(一〇,八〇〇,〇〇〇,〇〇〇円)に換算される三千万合衆国ドル(三〇,〇〇〇,〇〇〇ドル)に等しい円の額を限度とし、各年における供与がこの額に達しなかつたときは、その残額は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約国政府の合意により増額されることが出来る。

(b) 現在において七百二十億円(七二, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)に換算される二億合衆国ドル(二〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇ドル)に等しい円の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民国政府が要請し、かつ、3の規定に基づいて締結される取極に従って決定される事業の実施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務の大韓民国による調達に充てられるものをこの協定の効力発生の日から十年の期間にわたって行なうものとする。この貸付けは、日本国の海外経済協力基金により行なわれるものとし、日本国政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行ないうらるために必要とする資金を確保することができるように、必要な措置を執るものとする。

前記の供与及び貸付けは、大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならない。

2 両締約国政府は、この条の規定の実施に関する事項について勧告を行なう権限を有する両政府間の協議機関として、両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

一 第二条

1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの(この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執った特別の措置の対象となったものを除く)に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であって千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいったもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

2. 三党共同宣言(朝日関係に関する朝鮮労働党、日本の自由民主党、日本社会党の共同宣言)～1990年9月28日

一 背景：1985年、共和国がNPTに署名、1992年1月20日には南北非核化共同宣言

一 三党代表団は、自主・平和・親善の理念にもとづき日朝両国間の関係を正常化し発展させることが両国国民の利益に合致し、新しいアジアと世界の平和と繁栄に寄与すると認めつぎのように宣言する。

1. 三党は、過去に日本が36年間朝鮮人民に与えた大きな不幸と災難、戦後45年間朝鮮人民が受けた損失について、朝鮮民主主義人民共和国に対し、公式的に謝罪を行

い十分に償うべきであると認める。

自由民主党海部俊樹総裁は、金日成主席に伝えたその親書で、かつて朝鮮に対して日本が与えた不幸な過去が存在したことにふれ、「そのような不幸な過去につきましては、竹下元総理が、昨年3月国会におきまして深い反省と遺憾の意を表明しておりますが、私も内閣総理大臣として、それと全く同じ考えである」ということを明らかにして、日朝両国間の関係を改善する希望を表明した。

自由民主党代表団団長である金丸信衆議院議員も朝鮮人民に対する日本の過去の植民地支配に対して深く反省する謝罪の意を表明した。

三党は、日本政府が国交関係を樹立すると同時に、かつて朝鮮民主主義人民共和国の人民に被らせた損害に対して十分に償うべきであると認める。

2. 三党は、日朝両国間に存在している不正常な状態を解消し、できるだけ早い時期に国交関係を樹立すべきであると認める。

3. 三党は、日朝両国間の関係を改善するために政治・経済・文化などの各分野で交流を進展させ、当面は、通信衛星の利用と、両国間の直行航路を開設することが必要であると認める。

4. 三党は、在日朝鮮人が差別されず、その人権と民族的諸権利と法的地位が尊重されるべきであって、日本政府は、これを法的にも保証すべきであると認める。

三党はまた、日本当局が朝鮮民主主義人民共和国と関連して、日本のパスポートに記載した事項を取り除くことが必要であるとみなす。

5. 三党は、朝鮮は一つであり、北と南が対話を通じて平和的に統一を達成することが朝鮮人民の民族的利益に合致すると認める。

6. 三党は、平和で自由なアジアを建設するために共同で努力し、地球上のすべての地域で将来核の脅威がなくなることが必要であると認める。

7. 三党は、朝日両国間の国交樹立の実現と懸案の諸問題を解決するための政府間の交渉が本年11月中に開始されるよう強く働きかけることについて合意した。

3. 日朝会談再開のための合意書～1995年3月30日

－背景：米朝枠組み合意(1994年10月)など、米朝関係改善の機運

－日本の自由民主党代表団、日本社会党代表団、新党さきがけ代表団からなる日本の連立3与党代表団は、1995年3月28日から30日まで、朝鮮民主主義人民共和国の首都平壤を訪問した。

朝鮮労働党代表団と日本の連立3与党代表団は、日朝両国間の関係を正常化し発展させることが両国人民の利益に合致し、自主的で繁栄する新しいアジアの建設に寄与すると認め、中断していた日朝国交正常化のための会談を再開するために、次のように合意する。

1. 朝鮮労働党代表団と、自由民主党代表団、日本社会党代表団、新党さきがけ代表団(以下、4党という)は、両国間に存在した不幸な過去を清算し、国交正常化の早期実現のために積極的に努力する。

2. 4党は、両国間の対話再開と国交正常化のための会談には如何なる前提条件もないということ、そして徹底的に関係改善のためのものになるべきであると認める。

3. 4党は、両国間の会談が徹底的に自主的で独自の立場で行われるべきであることを確認する。

4. 4党は、政権党の責任をもって、それぞれ自国政府が両国間の早期国交正常化のための会談を積極的に推進するよう努力する。

この合意書により4党は、日朝両国政府が国交正常化のために改めて第9次会談を速やかに行うことを勧告することにした。

4. 平壤宣言と安倍政権

(1) 日朝平壤宣言～2002年9月17日

一両首脳は、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなるとの共通の認識を確認した。

1. 双方は、この宣言に示された精神及び基本原則に従い、国交正常化を早期に実現させるため、あらゆる努力を傾注することとし、そのために2002年10月中旬に日朝国交正常化交渉を再開することとした。

双方は、相互の信頼関係に基づき、国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在する諸問題に誠意をもって取り組む強い決意を表明した。

2. 日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。

双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。

双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。

双方は、在日朝鮮人の地位に関する問題及び文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議することとした。

3. 双方は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認した。また、日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないように適切な措置をとることを確認した。

4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。

双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備していくことが重要であると

の認識を一にした。

双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。

朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した。

双方は、安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。

－平壤宣言の合意事項：①謝罪と償い ②二国間問題(拉致) ③国際問題(核)

* 宣言の中心事項は①：日本による過去の清算

* 償いに関する金正日の大幅譲歩

(2) 安倍官房副長官主導による合意前提条件の覆し

－5人の帰国者の永住決定

－平壤宣言の歪曲：拉致問題を被拉致者帰国問題にすり替え

(3) 日朝関係の進展を妨げた安倍首相(当時)の特異な北朝鮮脅威認識

－「日本人の安全保障に対する考え方は、ここ数年で大きく変わって、多少のことで揺るがなくなってきたと思います。その転機となった大きな出来事は、まず2001年の『9・11』…。新たな大きな脅威が出現したわけです。そして国際的な枠組みの『テロとの闘い』がスタートして、日本も責任の一端を果たすことになった。そして、その翌年の『9・17』。こちらの方が日本人にとっては、より大きな衝撃でした。小泉総理が訪朝して金正日国防委員長が日本人を拉致していたことを認めて謝罪した。…さらに北朝鮮が密かに核開発を続けていたことも追い打ちをかけたと思います。そこで日本人は、国民の安全を守るのは国の基本的な責任で、安全保障にはきちんと取り組んでもらわないといけないこと、国家や安全保障に対するアレルギーが戦後ずっとありつづけたことが問題であったことに気づいたと思いますね。これは大きな転換点でした」(『安倍晋三対論集』pp. 146~147)

－「北朝鮮の脅威を実感して初めて、『同盟とは何か』を認識した日本人は多いはずです。小泉総理が2003年5月に訪米した際、ブッシュ大統領は、北朝鮮に拉致をされた日本人の行方が一人残らずわかるまで、アメリカは日本を完全に支持すると発言しました。『この発言こそ、同盟だ』とみんな力強く思った。日本人の意識に非常に大きな影響を与えた。…」(『安倍晋三対論集』p. 147)

(4) 安倍政権当時の対共和国政策の幼稚さと危うさ

－対朝鮮半島

* 幼稚さ：物事の大局的・戦略的判断力が決定的に欠けていること

**ミサイル発射に際しての安保理決議執着：米中の裏取引で自滅

**核実験に際しての安保理制裁決議への執着：再び米中の裏取引に取り残される

**日米韓連携体制の模索：中国仲介の米朝対話実現(6者協議への道筋)

* 危うさ：対共和国強硬一本槍が如何なる結果を招くかに関する想像力のなさ

**最悪のシナリオ：第二次朝鮮戦争(周辺事態)→対日反撃(武力攻撃事態)→核被害

一核武装論

- *幼稚さ：ここでも、物事の大局的・戦略的判断力が決定的に欠けていること
 - **「北朝鮮が持つなら、自分たちも」という発想における幼稚さの極めつき
 - **核不拡散体制(IAEA, NPT)は日本、ドイツの核保有阻止が目的であることを踏まえない認識の幼稚さ
 - **自ら(中川, 麻生)の発言がどのような意味合いを持つかに関する決定的認識不足：それを不問に付す(安倍)ことがどんな猜疑心を招くかに関する無自覚
- *危うさ：対米関係, 対中関係を含め, 日本の国際的信用を揺るがす危険性に関する認識の欠落
 - **日米関係の根幹を揺るがすマグマを秘めていることに対する認識欠如
 - **過去から学ぶことを拒否する日本の核武装に対する国際的警戒感(特に日本の侵略・植民地支配を受けた国々の対日警戒)への不感症

5. 6者協議の枠組みにおける日朝交渉

(1) 第1回「日朝国交正常化のための作業部会」(3月7日～8日, 於: ハノイ)

一日程

- * 3月7日午前9時半より正午まで(於: 在ベトナム日本大使館)
- * 3月8日午前10時より10時45分まで(於: 北朝鮮「大使館」)
(作業部会に先立ち, 6日に非公式事前打ち合わせ(約1時間)及び夕食会を実施。また7日午後にも, 非公式な意見交換(約2時間)を実施)

一概要

- ①総論：今次会合では、日本側より「日朝平壤宣言に則り、拉致、核、ミサイル等の懸案事項を包括的に解決し、不幸な過去を清算することを基礎として国交正常化を実現するという基本的方針の下、積極的に作業部会に取り組む用意がある」との基本的立場を表明。作業部会での作業を、日朝平壤宣言に則って行うことについては、日朝間で確認された。しかしながら、拉致問題についても、また、いわゆる「不幸な過去の清算」をめぐる議論についても、日朝間の立場が依然として大きく離れていることが明らかとなり、具体的成果は得られなかった。また、日本側からは、核問題、ミサイル問題等の安全保障問題についても取り上げた。
- ②拉致問題：7日の協議で、詳細に議論。日本側より、1)すべての拉致被害者及びその家族の安全確保と速やかな帰国、2)真相の究明、3)拉致被疑者の引渡し等を要求。共和国側は、「日本側の問題提起については今まで出来る限りのことを行ってきた。拉致問題は解決済みである」など従来の立場を繰り返すのみならず、日本の共和国に対する経済制裁の解除を求める。
- ③国交正常化(いわゆる「不幸な過去の清算」)：日本側より、国交正常化のためには、拉致問題を含む懸案事項の解決と「不幸な過去の清算」の双方が達成されなければならないことを強調。「不幸な過去の清算」については、日朝平壤宣言で確認されたいわゆる「一括解決、経済協力方式」(注)が唯一の現実的な解決策である旨説明。共和国側からは、「一括解決、経済協力方式」が意味するところについて、正しく理解していないと思われる発言があった。

(注)一括解決・経済協力方式：日朝平壤宣言で提示されている「一括解決・経済協力方式」とは、「1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄」し、これにより、いわゆる慰安婦、強制連行等の問題を含め、植民地支配に起因する金銭支払いを含めあらゆる請求は法的に完全かつ最終的に解決されたものとするとともに、これと並行して、日本から共和国に対して経済協力を行うことをいう。

(2) 第2回日朝国交正常化のための作業部会(9月5日～6日 於：ウランバートル)

－日程及び議題

- * 9月5日：午前 冒頭発言
午後 「不幸な過去」の清算を含む国交正常化問題
- 9月6日：午前 拉致問題を含む日朝間の懸案事項
午後 締めくくり発言

－概要

①総論：3月に開催された第1回作業部会では、拉致問題に関する日本側の発言に共和国側が反発して初日の協議中に席を立ったため、実質的な協議を行うことができなかったが、今回の作業部会では、2日間にわたり、双方の関心事項につき、時間をかけてじっくりと意見交換を行い、それぞれの立場についての理解を深めることができた。

今回の作業部会においては、拉致問題を始めとする日朝間の諸懸案の解決に向けた具体的な合意等は得られなかったものの、日朝双方は、本件作業部会においてお互いの関心事項について誠意を持って協議していくことを確認するとともに、今後、日朝平壤宣言に則り、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決して国交正常化を早期に実現するため、双方が誠実に努力することとした。また、今後、このための具体的な行動につき協議し、実施していくことで一致した。

②拉致問題：日本側より、日朝国交正常化のためには拉致問題の解決が不可欠であることを改めて明確にした上で、1)すべての拉致被害者及びその家族の安全確保と速やかな帰国、2)真相の究明、3)被疑者の引渡し等を要求。共和国側からは、拉致問題に関しては、これまで誠意を持ってできるだけ努力をしてきた等の発言があった。

③「不幸な過去」の清算を含む国交正常化問題：日本側から、日朝平壤宣言で確認されたいわゆる「一括解決、経済協力方式」が唯一の現実的な解決策である旨改めて説明するとともに、「一括解決、経済協力方式」の意味するところを丁寧に説明。共和国側は、日朝国交正常化の本質は過去の清算の問題であるとし、「補償」や在日朝鮮人の地位の問題、文化財の問題等に関する立場を主張。

(3) 2007年9月28日の日朝協議

－第6回6者協議第2次会合での協議

－日朝関係について、先般の日朝作業部会の議論を踏まえ、拉致問題を含む諸懸案を解決し、「不幸な過去」を清算して、早期に日朝国交正常化を実現すべく双方が努力していく必要があること、及び、そのための具体的な行動につき精力的に協議するとともに実施に移していくことを確認。

6. 日朝国交正常化の展望

－日本の植民地支配に対する謝罪と「償い」

＊日朝関係正常化の根本問題

＊平壤宣言の問題点：日韓条約・協定方式の踏襲

＊＊日本が「負の遺産」を清算し、アジアの責任ある国家として生まれ変わるための最後のチャンス

＊＊共和国が当面の実利を追求しすぎることが将来に禍根を残す可能性

－拉致問題

＊宣言が扱っている事項(拉致を再び行わない約束)と日本政府が問題にしている事柄(被拉致者帰国問題)との日本側による意識的混同

＊日本側アプローチ(特に問題の国際化を狙っていること)の問題性：2国間問題と位置づけることが不可欠

＊制裁一本槍の硬直性

＊日本のかつての国家犯罪(強制連行, 従軍慰安婦)を不問に付す身勝手性

－核問題：国際的解決が図られるべき問題

－日朝関係改善を促す「外圧」

＊6者協議での日本の孤立傾向と6者協議の合意にしばられるという意味

＊アメリカの対日見切り発車による日本の国際的孤立による政策転換圧力

＊「拉致」問題をめぐる国際